

街きよ関連資料

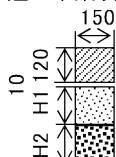
車乗入れ部舗装の標準構造

(単位 : cm)

項目種別	收容施設の種別	切下げ延長	アスファルトコンクリート舗装				セメントコンクリート舗装		
			細粒度アスファルト混合物	粗粒度(再生粗粒度)アスファルト混合物	再生粒度調整碎石(RM-40)粒度調整碎石(M-40)	舗装厚	セメントコンクリート(212B)	再生粒度調整碎石(RM-40)粒度調整碎石(M-40)	舗装厚
A型	軽自動車を收容する施設	303	5	-	30	35	15	15	30
B型	小型自動車(No.4,5,6及び8の一部)を收容する施設	424							
C型	上記の施設で前面道路のせまい場合	545							
D型	普通自動車(No.4,5,6及び8の一部)を收容する施設	727	5	10	35	50	20	20	40
E型	上記の構造によりがたい場合には道路管理者と協議する。 モルタル(乗入れ部) : 300B 0.50m <sup>3</sup> /100m、350B 0.55m <sup>3</sup> /100m モルタル(すり合せ部) : 300B 0.61m <sup>3</sup> /100箇所、350B 0.67m <sup>3</sup> /100箇所								

各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。

歩道の車乗り入れ部



品名	材料表				モルタル(1:3)(m <sup>3</sup> )	コンクリートブロック(本)	型枠(m <sup>2</sup> )
	コンクリート(BB182B)		再生クラッシュラン(RC-40)又はクラッシュラン(RC-40)				
種別	H1(cm)	数量(m <sup>3</sup> )	H2(cm)	数量(m <sup>3</sup> )			
A,B,C型	15	2.3	15	2.3	0.2	165	30
D型	20	3.0	20	3.0	0.2	165	40

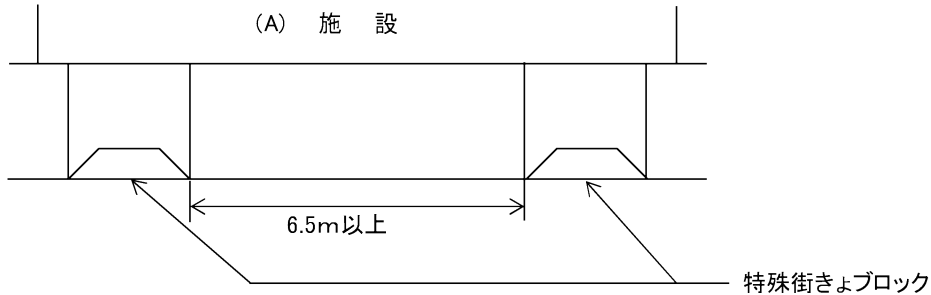
(1) 歩道乗入れ用施設の設置基準

歩道乗入れ施設は、自動車が歩道又は側溝を横断して自動車収容施設等に乗入れるために設置するものであり、その構造は、原則として特殊街きょブロックを使用する。[「東京都福祉の街づくり条例・施設整備マニュアル」及び「歩道乗入れ施設の設置及び防護柵の一部撤去に関する基準」(道路管理部)を参照]  
なお、利用車種及び周辺状況等により基準を適用することが適切でないと判断される場合には別途検討すること。

[参考資料(基準抜粋)]

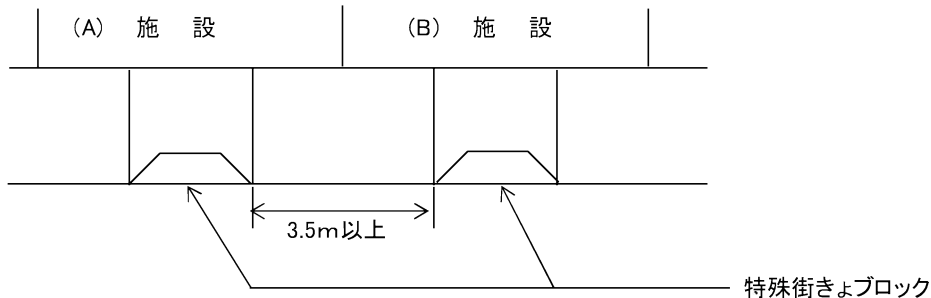
① 同一収容施設に複数設置する場合

同一収容施設に乗入れ施設を設置できる数は2箇所までとし、その施設間の距離は6.5メートル以上とする。



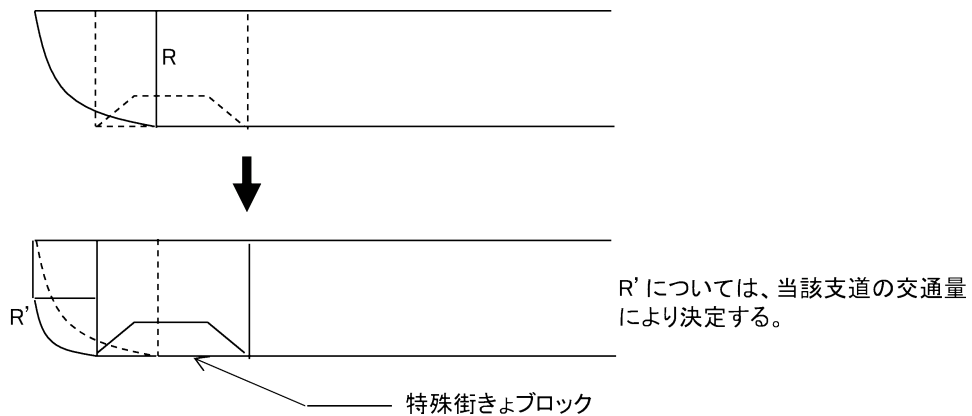
② 乗入れ施設近接設置の場合

乗入れ施設を近接して設置する場合の施設間の距離は3.5メートル以上とする。



③ 街角曲線及び街角剪除部分の場合

街角曲線及び街角剪除部分には乗入れ施設を設置できない。ただし、街角剪除部分の曲線半径を変更できる場合は、交通量に支障を及ぼさない限り設置できる。

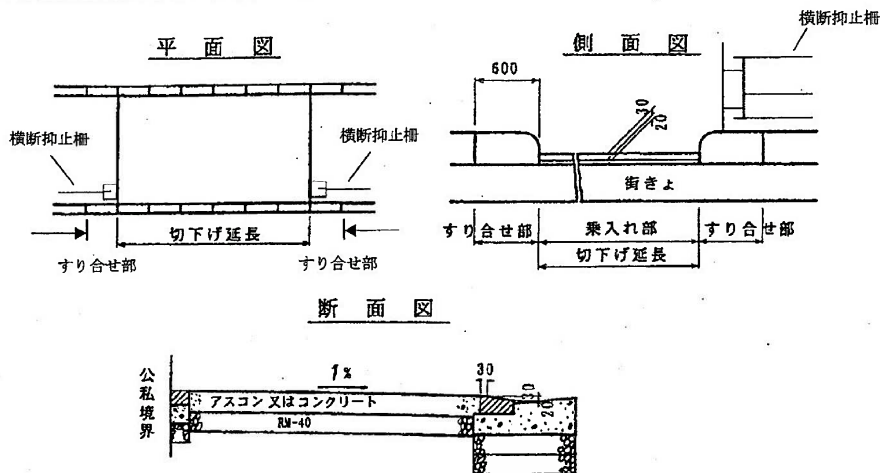


## 1-5-2 車両乗入れ施設の構造

車両乗入れ施設における歩車道境界の段差は5cmを標準とする。

### (1) 車両乗入れ施設の構造（セミフラット形式 155SF型）

セミフラット形式の歩道における車両乗入れ部の柵は、原則としてすり合せ部（縁石端末ブロック部分）まで設置すること。ただし、障害物等により設置できない場合は、必要に応じて、視覚的に段差を認識できるよう措置を講じること。



### (2) マウントアップ形式による車両乗入れ施設の構造（参考）

車両乗入れ施設の設置に伴う段差すりつけのための横断勾配は以下によるものとする。

#### 1) 植樹帯がなく、歩道内においてすりつけを行う構造

すりつけ部の長さ（縁石を含むすりつけ部の横断方向の長さをさす。以下同じ。）は、歩道の高さが15cmの場合、道路の横断方向に75cmとすることを標準とする。歩道の高さが15cm未満の場合には、すりつけ部の横断勾配（すりつけ部のうち縁石を除いた部分の横断勾配をさす。以下同じ。）を、前述の標準の場合と同じとし、すりつけ部の長さを縮小することが可能である。

#### 2) 植樹帯等の幅員を活用してすりつけを行う構造

植樹帯等（路上施設帯を含む。）がある場合には、当該歩道の連続的な平坦性を確保するために、当該植樹帯等の幅員内ですりつけを行い、歩道の幅員内にはすりつけのための縦断勾配、横断勾配又は段差を設けないものとする。この場合のすりつけ部の横断勾配は15%以下とすることを標準とする。ただし、特殊縁石を用いる場合には10%以下とする。

ここでいう特殊縁石とは、「歩道の切下げ量を少なくすることができる形状をもつ縁石」をいい、本基準においては「155-1型」又は「205-1型」を指す。車両乗入れ施設における平坦部の横断勾配については、一般部と同じとする。

なお、前述の構造により当該植樹帯等の幅員の範囲内ですりつけを行うことができない場合には、1)に準じてすりつけを行うものとする。

3) 歩道の全面切下げを行う構造

歩道の幅員が狭く 1)又は 2)の構造によるすりつけができない場合には、車道と歩道、歩道と民地の高低差を考慮し、車両乗入れ施設を全面切下げて縦断勾配によりすりつけるものとする。

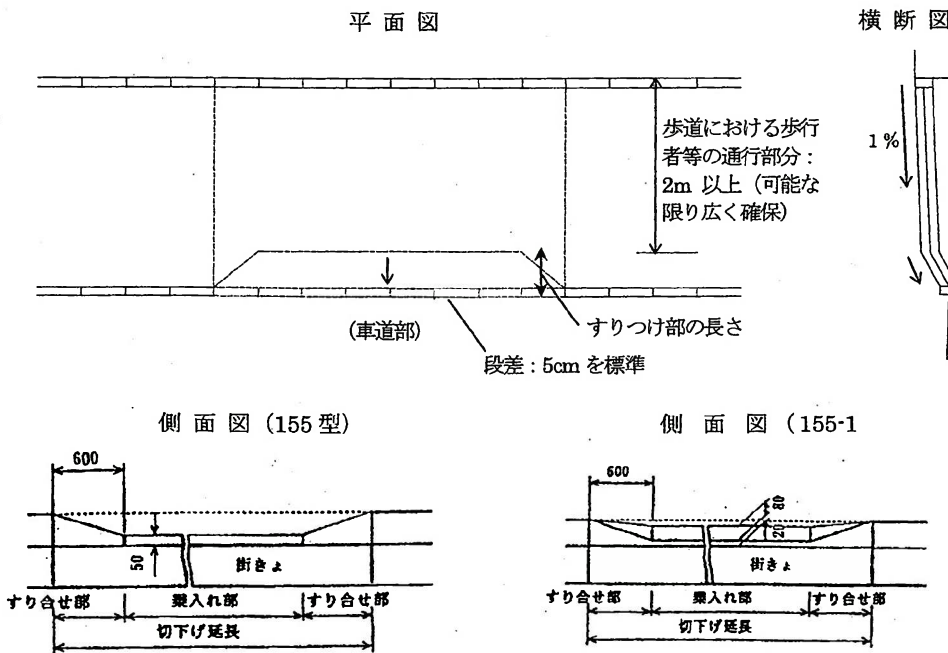
なお、すりつけ部の縦断勾配は 5%以下とすることを標準とする。ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合には 8%以下とする。

(3) マウントアップ形式における車両乗入れ施設の構造形式 (参考)

1) 155 型、155-1 型の場合

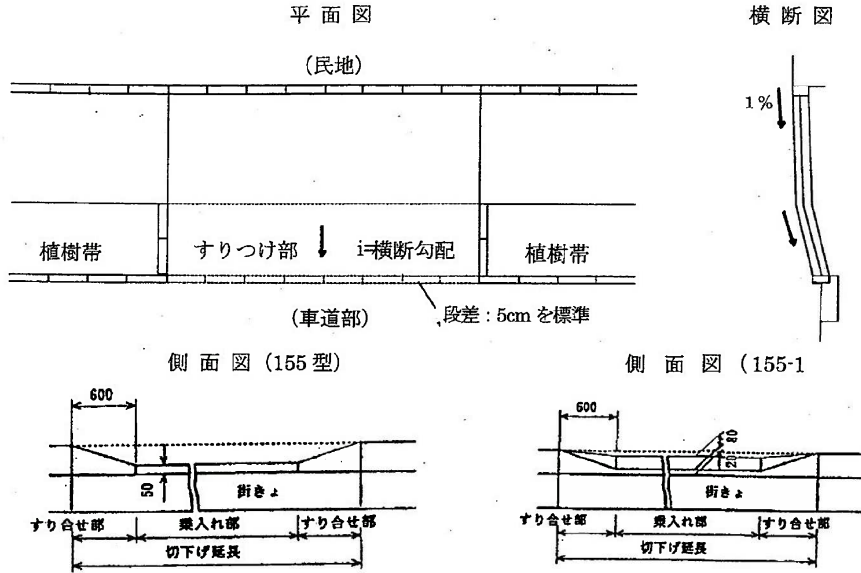
1)-1 歩道内においてすりつけを行う構造

(歩道面と車道面との高低差が 15 cm 以下の場合)



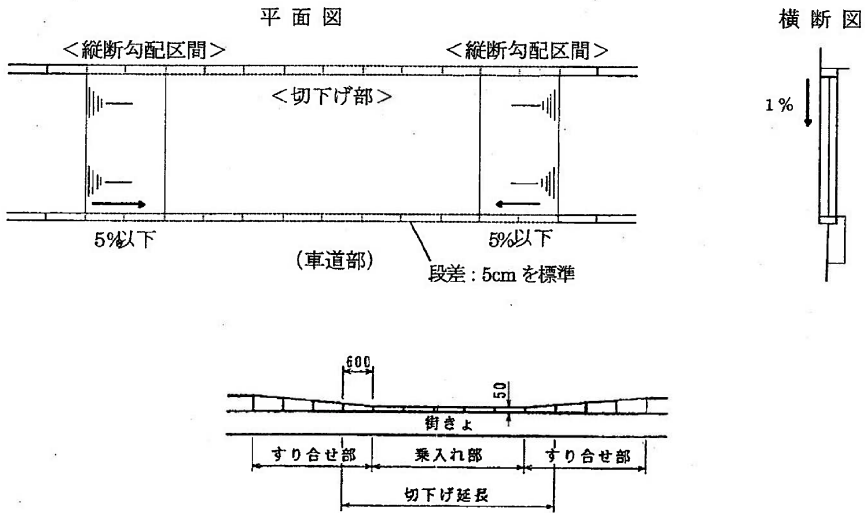
- ・ 歩道における歩行者等の通行部分は 2m 以上を確保する。
- ・ すりつけ部の長さは 75cm とすることを標準とする。
- ・ 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、隅切り等を行う。

1)-2 植樹帯等の幅員を活用してすりつけを行う構造



- ・ すりつけ部の横断勾配は15%以下とする。ただし特殊縁石を用いる場合には10%以下とする。
- ・ 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、隅切り等を行う。

1)-3 歩道の全面切下げを行う構造



- ・ すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

材 料 表〔現場打ち街きよ〕

(100 箇所当り)

Type (切下げ延長)	構造形式	施設延長 (cm)	コンクリート 普通 18-8-20BB (BB182B) (m <sup>3</sup> )	モルタル 1 : 3 (m <sup>3</sup> )	型枠 (m <sup>2</sup> )	乗入れ ブロッ ク (個)	すり合 せブロッ ク (個)	一般用 ブロッ ク (個)	収容施設の種別 (参考)	
A型 (303cm)	155型	303	45.3	0.4	172.7	300	200	-	軽自動車を収容する施設  (例 軽自動車)	
	155-I型	303	49.0	0.6	172.7	500				
	155SF型	424	63.4	0.7	241.7					
	105型	303	44.7	0.4	166.7	300				
	205型	303	47.8	0.5	172.7					
	205-I型	303	49.5	0.7	172.7					
	155型	666	99.7	1.0	379.6	300	800	-	※4本すり合せ	
B型 (424cm)	155型	424	63.4	0.6	241.7	500	200	-	小型自動車(4, 5, 6ナンバー及び8ナンバーの一部)及び普通自動車(3ナンバーの一部)を収容する施設  (例 普通乗用車)	
	155-I型	424	69.0	0.9	241.7	700				
	155SF型	545	81.5	0.9	310.7					
	105型	424	62.8	0.6	235.6	500				
	205型	424	66.8	0.8	241.7					
	205-I型	424	69.5	0.9	241.7					
	155型	787	117.8	1.1	448.6	500	800	-	※4本すり合せ	
C型 (545cm)	155型	545	81.5	0.8	310.7	700	200	-	小型自動車(4, 5, 6ナンバー及び8ナンバーの一部)及び普通自動車(3ナンバーの一部)を収容する施設で前面道路の狭い場合 (例 2t~4tトラック)	
	155-I型	545	88.9	1.2	310.7	900				
	155SF型	666	99.7	1.1	379.6					
	105型	545	80.9	0.8	304.6	700				
	205型	545	85.9	1.0	310.7					
	205-I型	545	89.4	1.2	310.7					
	155型	908	135.9	1.3	517.6	700	800	-	※4本すり合せ	
D型 (727cm)	155型	727	108.8	1.1	414.4	1,000	200	-	普通自動車(1, 2ナンバー及び3, 8ナンバーの一部)を収容する施設  (例 大型トラック)	
	155-I型	727	118.9	1.6	414.4	1,200				
	155SF型	848	126.9	1.4	483.4					
	105型	727	108.1	1.1	408.3	1,000				
	205型	727	114.6	1.3	414.4					
	205-I型	727	119.4	1.6	414.4					
	155型	1,090	163.1	1.6	621.3	1,000	800	-	※4本すり合せ	
E型	道路管理者と協議のうえ、上記以外の構造とする。(100m当り)									
	155型		14.96	0.15	57.0					
	155-I型	乗入れ部		16.48	0.23	57.0				
		すり合せ部		15.72	0.19	57.0				
	105型	乗入れ部		14.96	0.15	57.0				
		すり合せ部		14.43	0.15	52.0				
	205型		15.76	0.18	57.0					
	205-I型	乗入れ部		16.48	0.23	57.0				
		すり合せ部		16.12	0.20	57.0				
	155型	4本すり合せ		14.96	0.15	57.0				

注1) 調整用コンクリートとその型枠は、別途考慮する。

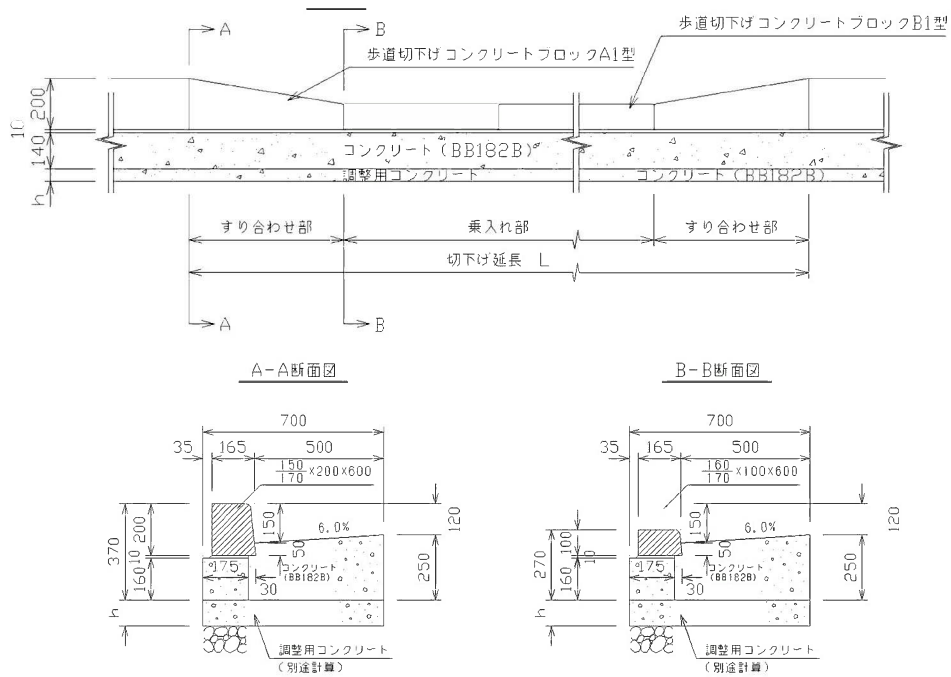
2) 各ブロックの間には、目地モルタルを施すこと。 3) 205型及び205-I型は、参考とする。

4) 収容施設の幅は、種別を参考に収容車両が必要とする最低限の幅を検討する。

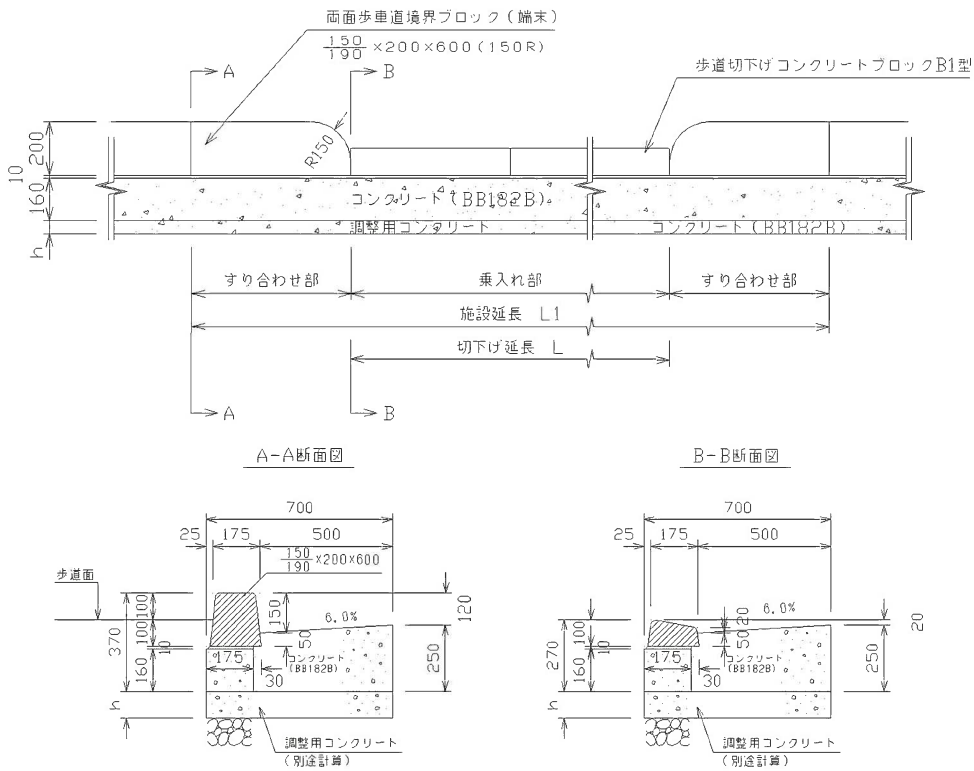
5) 施設延長は、乗入れ部にすり合わせ部の延長を加えたものとする。

6) 調達可能な地域においては、再生骨材コンクリートを活用する。

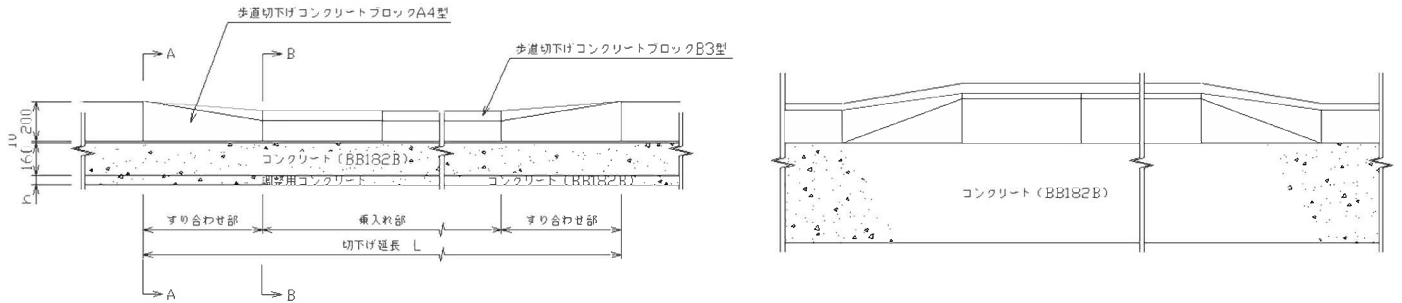
車乗入れ用歩道切下げ部 155 型



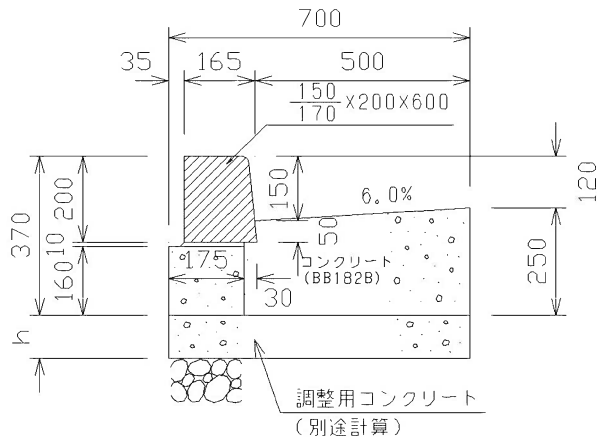
車乗入れ用歩道切下げ部 155SF-1 型



車乗入れ用歩道切下げ部 155-1 型



A-A断面図



B-B断面図

